

令和2年11月2日

保護者・地域の皆様へ

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立 川通中 学校長

学校における電話対応について（お願い）

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本市においても学校における働き方改革を推進し、教員が今まで以上に子どもたちと向き合う時間や授業の準備等を行う時間を確保することに努めているところです。

昨年11月1日から昨年度末までを試行期間とし、全ての市立学校の電話対応を勤務時間内に行うことといたしました取組の開始から、1年が経過いたしました。本取組の徹底を図るためにも、皆様のご理解とご協力を改めてお願いいたします。つきましては、引き続き下記のとおり実施いたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校への電話について

原則として勤務時間（8時15分～16時45分）内にお願いたします。

2 緊急時等の連絡について

- (1) 子どもの生命や安全に関わる緊急事態が発生した場合は、警察（110番）や消防（119番）へ連絡いただきますようお願いいたします。
- (2) 子ども・子育てに関する相談については、別添の相談先を御利用ください。
- (3) 授業日（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の勤務時間外に、緊急に学校への連絡が必要な場合は、以下の窓口へ御連絡ください。（19時まで）

さいたま市教育委員会事務局学校教育部教職員人事課管理係（電話 048-829-1654）

3 学校における働き方改革の推進について

本市の取組を以下の市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

なお、学校における電話対応など御意見がございましたら、市ホームページの「学校における働き方改革の推進」内の「お問い合わせフォーム」より御連絡ください。

【お問い合わせフォームの掲載場所】

トップページ > 子育て・教育 > 教育 > 教育委員会 >

さいたま市教育委員会の主な事業 > 学校における働き方改革の推進 内